

令和 7 年 6 月 2 5 日

第 6 回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第6回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年6月25日				招 集 場 所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後3時53分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 野 崎 修 司					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 幹 野 崎 浩 次					
				主 任 福 地 英 昌					
				主 任 三 村 隆 浩					

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、これより令和7年第6回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、本日はご多忙の中、また天気がちょっと変な天気の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

田んぼのほうも、うちのほうは大体終わったんですけども、私の周りは少ないですが、騎西方面なんですけれども、クリーンセンターの近くで県道が通るところの周辺で大体5町ぐらいの一団の多くが一見まだ何もやっていないんで、ちょっと心配しているんですけども、私自身は田んぼが終わるとほっとして体が疲れたといいまじょうか、毎日ぐったりかと思えますけれども、毎日いろんな作業が水管理とかそういったものがございますので。

それでは、本日も多くの議案がございますけれども、これより令和7年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。会長さん、よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

本日は、今、代理さんが申されたとおりお忙しい中、当総会にご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

先週は、連日35度以上の猛暑日が続きました。そして、また来週も高温多湿で真夏日、

夏日じゃなくて真夏日という情報が入っております。そういう中、特にこの時期は熱中症に一番かかりやすい時期でありますので、体調管理には十分気をつけていただきまして、ふだんの活動をより農作業等に励んでもらえればというふうに思っております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、スムーズに総会が進行できればというふうに思っております。

簡単でありますけれども、私の挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

————— ◇ —————

○局長（野崎修司君） それで、議事に入ります前に、ここで皆様方にお配りしてございます議案の内容に少し訂正がございますので、事務局より説明をいたします。

○事務局（前島勝己君） 失礼いたします。訂正ですが、

まず、議案書４ページの８番、騎西、種足、高柳地区の案件ですが、真ん中から若干下に表記されている「 」とその下の「 」、この２筆が削除をお願いします。それに伴いまして、一番下の合計面積「５２，４９３㎡」が「５０，６０５㎡」に訂正となります。

こちらにつきましては、既にこの土地が農機具置場と堆肥場となっているということから、今回の案件からは削除させていただくということで、申請者とお話ができました。

それから、これに伴って位置図も訂正となります。１７ページの第３条－８⑥の真ん中からちょっと右側にあります「 」が削除となります。

それから、１９ページ、真ん中の「 」も削除となります。

次に、配置図ですが、５条の３の の案件となりますが、訂正の書類が昨日の

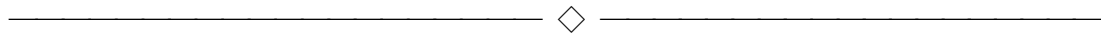
夕方、届きました。中身は従業員駐車場のところが若干変わっております。差し替をお願いします。

最後もう1点、こちら昨日の夕方に届きましたが、議案書11ページの6番の田ヶ谷地区の案件ですが、取下願が提出されました。こちらについては対象地が増加するということで改めてそこを増やして申請したいということで、今回取下げとなりました。

訂正については、以上でございます。よろしくお願いします。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

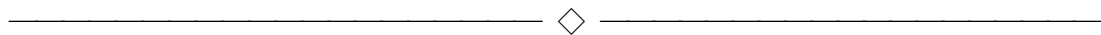
日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

13番、中 島 利 雄 委員及び

15番、小 坂 実 委員

の両委員を指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

まず初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページから4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有者移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営規模の拡大を図るため、譲渡人は高齢により農業を行えないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

6月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、麦が作付されていまして。申請地はまとまった土地ではなく、ところどころ離れていて細かかったです。代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人のさんは、今まで麦を作っていました。年を取り体力が落ちて、それでお友だちに相談したところ、同じ にお住まいで、家も遠くなく、譲受人の さんに相談したところ、土地の売買になり、今後麦を作付するそうです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は農業経営基盤強化促進法第7条第1号の事業を実施するための申請となっております。

なお、こちらの譲受人の法人でございますが、加須市内で借り受けて耕作している農地全14筆を確認したところ、水稻が作付されており、法人の所在地である 農業委員会に確認したところ、優良な法人であることを確認しております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

6月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、水稻が作付されて、周りもきれいに管理されて雑草もあまりなかったです。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、行田市農林公社の方へ農地中間管理事業の土地の相談があり、譲受人の さんは、加須市、行田市でお米を作付し、これから農業を大きくする予定です。それで今回の申請になりました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページ、7ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は耕作ができなくなったための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

本案件につきましては、6月14日の日に田村推進委員さんと現地を確認した後、及び 両お宅を訪問して事情を確認してまいりました。

現地3筆、3物件につきましては、2物件につきましては、良好な圃場ということで田植の準備を始めるところでございました。もう1件の につきましては、道路際の狭小地でございまして作付できるような面積の土地ではございませんでしたので、一応こちらのほうも自分で引き取って管理をするということで、 さんは話しておりました。

そういう事情の中、譲渡人の 氏は1年前にも自分のところは農家をやっていないために、同じ耕作をしていただいた さんに圃場を贈与した関係もありまして、今回の残っている農地につきましては、いずれも さんに圃場を貸して管理してもらっている手前、本件について贈与してもらってもらうということを話しましたところ、 氏も快く引き受けていただいたということでございます。

自分が今までやっている土地ですので、きれいな管理をしていただけるものとお話をしてまいりました。農地法を鑑み、何ら問題ないと判断してまいりましたので、ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が難しいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

6月17日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人、 さんの妻であります さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さんは、相続で農地を引き継ぎましたが、農地の維持管理ができな
いため、隣の譲受人、 さんに農地546平米を売却したいとの案件です。

現地はきれいに管理されていました。また、今年の2月に9,327平米を譲り受けてい
ますが、その譲り受けた田んぼも既に稲が作付され、きれいに管理されていました。

このようなことから、これから先も農地を有効利用できると思います。許可相当と判断い
たしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は農業を行っていないための申請となっ
ております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問
題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

6月14日、儘田推進委員さんと現地を確認後、譲受人の さん宅を訪問し、ご本人に面談をしてまいりました。

現地は、現状牧草地となっており、数匹の羊、カモ等が飼われておりました。

さんは、 を経営しながら の農家を一緒にやっておられて、現在の土地についても位置図のその下側の家、これが譲渡人の さんの実家でございます。そちらから当該物件を賃借しながら牧草地を運営しておりました。残りの部分は他の人から借りておりますので、これは長方形の整形になっておりまして、残った部分は他の人からの賃借部分でありまして、それはそのまま賃借しているという状況でございます。

現状借りている土地を さんが、本件の報告第1号、13の相続物件に今回報告が上がっておりますけれども、去年お父さんから相続を受けて承認、報告をして自分が引き受けたわけですが、本人は に住んでおりまして農家は一切やっておらないということで、どうしようかと相談した結果、借りている人に売却するという事で相談を持ちかけましたら、 さんも快く購入するという結論に達したそうです。

さんの農業経験や農機具の保有状況も問題ないと判断してまいりましたので、本件問題なしと思料いたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は耕作が難しくなったための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

6月14日、儘田推進委員さんと現地を確認後、 氏宅を訪問、事情聴取をいたしてまいりました。

先ほど報告申し上げたとおり、譲渡人が同一人物でございまして、本件も相続物件をさんが譲り受けたものでありまして、 さんは農家をやっていないために農地の処分に困っていたところとの問題でございます。

相続を受けた後、自分の土地を調査した結果、本件土地は さんに今までお父さんが貸していた土地で、現状も さんが耕作をしておる土地でございました。隣地もそうでございますので、 さんとすれば何の負担もなく圃場が増えるということになりますので、 さんに購入を申し入れたところ、 さんも快く引き受けたということでございます。

さんの農機具状況、それから農業経営につきましては何ら問題なく、農地法の観点から本件何ら問題ないと適切であると判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 1 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

6月17日、地区担当委員の榎本勝雄さんと2人で、まず譲渡人の さん宅を訪問し、次に譲受人の さんの として法人化して観葉植物を栽培している さん、年齢 歳代ぐらいですけれども、その温室を訪問し、お話を伺ってまいりました。その後、現地確認をしました。

申請地の地目は水田ですが、現況は土を盛り、位置図にも表示されているようにガラスハウスが建設されています。これは さんのお兄さんが約40年前にキュウリ栽培のために整備したものです。その後お兄さんが亡くなってから さん夫婦がキュウリ栽培を引き継ぎましたが、旦那様が亡くなってから規模縮小により、このハウスを法人化している さんに貸してきました。

さんは、七、八人のパートさんを雇用して観葉植物を大規模に栽培しています。その後、このたび さんがガラスハウスが老朽化してきましたので、解体するためにハウスを返してくれということで さんをお願いしたところ、さんはハウス内にたくさんの観葉植物があったり、あと、そのほかに移動させる場所がないということで困ったんですが、2人で相談して、このたび今回の申請による所有権の贈与に至ったとのことでした。

さんは、ハウスを壊すのにも多額の解体費の支出が不要となったり、さんは、ガラスハウスの骨組みを利用して寒冷紗などの遮光材で覆って観葉植物の栽培を継続できるということで、お互いにメリットがあるということでこのようになりました。

なお、余談ですが、 さんは 年前の加須地域の農業まつりの品評会へキュウ

リを出品して、埼玉県知事賞を受賞した経緯等もございます。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の礼羽地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の騎西・種足・高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図の12ページから20ページをご覧ください。

本案件は、賃借権（20年）により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は法人化に伴う譲渡のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

6月18日水曜日に推進委員の増田さんと2人で現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りにつきましては、本申請の代理人であり、今回の申請農地の所有者でもある さんに対応していただきました。

今回の申請地ですが、私の担当地域外の種足地区や高柳地区の農地が何筆かありますが、それぞれの農業委員さんと調整し、下崎地区の担当である私のほうで現地確認をすることにしました。

今回の申請は、
さんと息子さんの
さんの所有農地を
さんが代表である
に貸し付ける申請であります。
さんは、主に梨
の直売や全国発送、また、米の生産販売を行っております農地所有適格法人であります。

申請地ですが、
さんの案内で全ての農地を確認しました。現地は米、麦、梨
が作付されており、きれいに管理または耕作されておりました。

このような状況であることから、今回の申請につきましては、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の騎西・種足・高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の騎西地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に
推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（
推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、22ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

6月18日水曜日に推進委員の増田さんと2人で現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りは、本申請の代理人である さんに対応していただきました。

譲受人は、ただいま退席をしました推進委員の さんです。譲渡人のさんは、将来のことを考え所有する全ての農地を処分したいと考えており、過去に何件か3条申請がされており、許可を受け処分をしております。過去についても贈与という形で、無償で引き渡しをしております。

本件農地の現状ですが、きれいに管理、耕作されておりました。本件農地を無償で譲渡する経緯ですが、 につきましては、両サイドの農地を さんが現在耕作していることから、本件農地を取得することにより集積が図られ、効率的に耕作ができることになるため話がまとまったとのことでした。 につきましては、併せて無償譲渡の話があり、 さんがこれを承諾し、今回の申請に至ったとのことでした。

このような状況であることから、今回の申請につきましては、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

9番の騎西地区の審議が終了しましたので、退席している 推進委員の入室をお願いします。

（ 推進委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

6月16日の日に推進委員の金子さんと譲受人の さんのお父さんでありますさんに立ち会っていただきまして、現地確認を行いました。

現地は、もう既にきれいにマルチを使ってサツマイモが栽培されておりました。管理もきれいになっておりました。

譲渡人の さん、別に 同士で親戚ではないんですが、さんのうちというのが、位置図の下のほうに「 さんといううちがあるんですけども、ここが さんの実家です。本人は今、 のほうに住んでいて、月に何回かはこちらに来て管理をしているそうなんですけれども、いかんせん遠いところに住んでいるものですから管理ができないという形で、 さんに買っていたとそういう話になったそうです。

何ら問題なく、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となって

おります。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

6月17日、田村推進委員と現地確認をしまして、その後、譲受人の さんの
お宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、稲作がされて終わった状態できれいに管理はされておりました。

お話を伺いましたところ、申請地の左側が譲受人の さんの土地でありまして、
一緒にずっと稲作をしていたというお話でした。 さんのお父さんの時代から二
十数年前から頼まれて耕作をされていたらしいのですが、譲渡人の さんは高齢
で、これからも耕作できないとのことで今回の申請になりました。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

6月17日、田村推進委員と現地確認をし、その後、譲受人の さん宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。

現地は、草もなくきれいに管理はされておりました。

譲渡人の さんは、 に居住されておりました管理できないということで、以前より さんに管理をお願いしていたということです。さん宅は申請地の隣にありますところが さんのおうちになります。

許可が下りた場合は、お野菜を作りたいということでした。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

12番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、13番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページから29ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大のため、譲渡人は高齢により経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

6月23日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さんの代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

現地の から は、 さんがトラクターで耕うんしてありまして、管理はよく行き届いておりました。それから、 から までは稲が植えてありました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び建物図4-1をご覧ください。

本案件は、自己用住宅（敷地拡張）とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整

えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、分家住宅を建て長年居住してきた自宅の敷地の一部が畑となっているため、現況に合わせ宅地へ地目変更するもので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

6月16日月曜日に推進委員の清水さんと2人で現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りは、申請人である さんに対応していただきました。

今回の申請ですが、長年宅地の一部として使用してきた今回の申請地が登記簿上、畑であることが判明したため、現況に合わせて地目を宅地に変更すべく自己用住宅の敷地拡張として4条申請を行うものです。

さんによりますと、現在住んでいる土地に分家が出たわけなんですけど、そのときから今回の申請地は畑ではなかったそうで、現在、固定資産税も宅地で課税されていることから、畑であるという認識は全くなかったそうです。

申請地ですが、案内図を見ても分かるように宅地化が進んでおり、2種農地ということで周辺には農地は接しておりません。

したがって、今回の申請についてはやむを得ないのかなと思い、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

小っちゃいことなんですけれども、図面のほうが「町道」と入っているんで、これは「市道」のほうがいいかなと思ったので。この図面は町道何号線と入っていますけれども、これは実際は市道なんですよね。

（「騎西町の町道だね」「これは当時の……」という人あり）

○12番（松本 昇君） 当時は町道で……。

（「はい、はい」という人あり）

○12番（松本 昇君） これが通っちゃうと、農業委員会は何を見ているんだと言われたらちょっと大変なので、本当に小さいことですが、質問しました。

○事務局（前島勝己君） 申し訳ありません。次回以降、こういった所も修正をいたします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3 1ページ及び計画平面図4-2①、計画断面図4-2②をご覧ください。

本案件は、農地改良工事をするための許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

6月17日火曜日に推進委員の清水さんと2人で現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りは、本申請の代理人である さんに対応していただきました。

今回の申請ですが、農地改良を目的とした一時転用の4条申請となっております。通常の農地改良の申請は、土地所有者と農地改良を行う事業者で使用貸借の契約を結ぶ5条申請が一般的であります。

今回4条申請ということで、この辺のところを確認したところ、申請人である土地所有者の さんは、現在 に住んでおりますが、案内図を見ていただくと分かるんですが、申請地の南側に があります。この の代表者である

のが、今回の申請人の さんでございます。したがって、 さんが個人として から重機やトラックを借用して農地改良を行うという申請になっております。

この農地は、中間管理を通して に貸し付けていた土地で、 は昨年飼料用のトウモロコシを作付しておりました。まだ中間管理の契約期間中ではあるんですが、今回合意解約をし、自作地としたところでございます。申請人は、この農地に野菜を作付したいと考えておりますが、地盤が低いため農地改良工事を行う必要があることから、今回の申請に至ったとのことでした。

農地改良を行うに際して、周辺住宅等の承諾を得ているとのことでした。案内図を見ますと、申請地に隣接して「 」さんと書かれた住宅がありますが、この方は申請人、さんの息子さんだそうです。特に問題はないとおっしゃっていました。

申請に至った経緯や聞き取り結果は以上でございます。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議の途中でございますけれども、ここで休憩を取らせていただきます。

なお、再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事を再開いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、始めたいと思います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明します。

申し訳ございません。その1番の説明の前に、ちょっと1か所議案のほうの訂正で申し訳なんいんですが、ちょっと戻ってしまうんですが、議案書2ページ、3条の2番になりますが、こちらの譲受人が先ほどご説明させていただいた さんなのですが、こちらの経営状況につきまして、全て「一」、横棒になっているんですが、その中のこちらは全て横棒ではなくて、「借受地」、真ん中ですね、真ん中のところが、すみません。再度確認しまして、こちら「216」になります。訂正すると2万1,646平米になるんですが、こちらはアールで表記していますので、「216」ということで、すみません。訂正のほうをよろしくお願いします。こちら市内で借り受けている面積ということで、ご了承いただきたいと思います。

じゃ、すみません。5条の1番について説明をさせていただきます。

位置図32ページ及び平面図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（3年）により土地を借り受け、駐車場（一時転用）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、保育園児童の送迎時等の安全な送迎環境を確保するために一時的に駐車場として活用するもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

6月17日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人 さんが経営する行政書士職員の さん並びに譲受人、 の と の 理事長、 さん、 、譲渡人の さんの7人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、川口地区の既存集落の北方面にあり、周辺は田畑や太陽光パネルなどが多く、北側は葛西用水路が流れ、その向こう側の大利根地区は国道125号線が走り、その周辺に住宅と多くの大規模な流通施設が林立している地域です。

は、 が20年前に父親から引き継いだもので、川口地区及びその周辺地区の子育て世帯にとって とともになくてはならない福祉施設として位置づけられています。子どもたちは保護者がほとんど車で送り迎えしていますが、10台ぐらいの駐車スペースを交代で利用している現状です。

しかしながら、その駐車スペースが農地で、砂利を敷いて違法に利用していると気がついたため、このスペースを廃止し、隣接地の畑を譲渡人の さんから借りて一時転用の駐車場とするものです。

現在の駐車スペースは、原状復旧し農地の状態に戻したいとのことです。職員の駐車場も離れたところがありますが、これも原状復旧し農地の状態に戻したいと話しておりました。また、一時転用の許可後は、改めて近隣に駐車場を整備する計画でありますとのことでした。これらの現状を是正することで、今後の健全な子育て環境が期待でき、地域社会や保護者の信頼も向上するのではないかと思います。

また、周辺の農地には影響がないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査からやむを得ないもので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

駐車場としての一時転用、3年間の賃借権ということなんですけれども、たしか農地改良の一時転用は9か月が最長というふうに記憶しているんですけれども、駐車場の場合のこの

3年というのは最高3年なのか、3年間認められるのか。ちょっと長いような気もするんですけども、その辺の内規というか県の指導というか、その辺はどういうふうになっているか、お聞かせください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

先ほどのご質問なんですが、委員さんおっしゃるとおり、農地改良は9か月というところであるんですが、駐車場については、内規的な取扱いで3年ということで取扱いをしていますので、今回は申請3年ということで規約に沿っているものとなります。

以上です。

○11番（関 弘明君） 最長3年ということでよろしいんですか。

○事務局（渡辺昌也君） そういうことですね、はい。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画平面図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

6月17日、推進委員の梅田さんと野本さん及び土地家屋調査士の

代理人と

譲渡人、さん及びその長男の嫁さんの6人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、川口地区の既存集落の北方面にあり、周辺は田園地帯でさんの北側です。今、のアパートに住む嫁いだ孫娘のさん夫婦が自己用住宅を建設するものであります。

これらのことで周辺の農地に影響はなく、今後とも良好な環境が持続されるものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び配置図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、会社より近く県道沿いで利便性に優れているため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

6月17日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人で土地家屋調査士の

さん並びに譲受人、　　　　　　　　　さんとその長男の6人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、　　　　　　　　　の南で県道加須幸手線沿いの北側に位置しています。周辺は新興住宅が数多く存在し、遊休農地が数少なくなっている地域です。

譲受人である地元の　　　　　　　　　が資材置場として整備するものであります。

現地調査後、譲渡人の　　　　　　　　　さん宅を訪問し、本人からお聞きしたところ、農機具は手放し、跡取りも農業はしないということで、もうこれ以上管理できないために手放すとのことです。他の譲渡人も同様ではないかと話されていました。

これらのことで周辺の住宅や農地に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図35ページ及び配置図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

6月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。

代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんはお住まいです。申請地の下、南は、 です。この周りは15年前から住宅が建ち、増えてきました。その当時、土地の売買の話がありましたが、話を断ってしまい、その後土地の管理が難しくなり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

6月16日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人、株式会社 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人、株式会社 は、日当たりがよく十分な敷地があり、管理用車両が通行可能な道路に接していることから計画したとのことです。

譲渡人の4人は相続により農地を引き継ぎましたが、これから先農地の維持管理が難しいことから、 さんをお願いしたいとのことです。

現地を確認したところ、二、三年耕作しておらず、草が生い茂っていました。また、案件の土地の両隣には稲が作付してありましたが、影響のないようにフェンスを設置するということでした。近隣の方には、太陽光発電施設の設置についての承諾は得ているとのことです。

管理体制は、年二、三回の除草作業を行い、そのほか状況を見て随時行うとのことです。周囲はフェンスで囲い、企業名、連絡先を明示しておくとのことでした。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図38ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

この案件ですけれども、実は4月の総会の議案で今回の申請地に隣接する案件がございました。そのときも自己用住宅の建築を目的とした5条申請でした。代理人も今回と同じさんで、その際に近いうちに今回の土地も申請書を提出する予定であると言っておりました。

したがって、今回は、私一人で6月17日火曜日に再度現地確認を行い、今回は同日、電話にて代理人の さんから聞き取りを行いました。

現地の状況ですが、畑としてきれいに管理されておりました。

転用目的は、自己用住宅の建築でございます。議案書に記載されているとおり、譲受人のさんは、現在、 のアパートに住んでおります。手狭になった等の理由により新居を建築すべく土地を探していたところですが、現在の勤務先に近く、かつ奥様の実家、だそうです。近いことから今回の申請地を購入することで話がまとまったとのことだそうです。

このような状況であることから、今回の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図39ページ及び土地利用計画図5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

6月19日に推進委員の泉津井さんと現地に伺い、申請人の代理人の さんから話を聞いてまいりました。

この申請の場所は、昨年除外申請が出された土地で、現地もきれいに耕うんされており、管理されておりました。

申請人の さんと譲渡人の さんは親子関係に当たります。さんは3男に当たって、今年は さんに子どもが生まれまして、アパートもだんたん手狭になったということで実家のすぐ隣に家を建てたらいんじゃないかということで、譲渡人の さんも梨を作っておりまして、お互いに手伝ったり、子どもの面倒を見てもらったりということで、今回の申請に至ったということです。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図40ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるもののことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

6月16日の日に推進委員の金子さん、それから さんに立ち会っていただきまして現地確認を行いました。

現地は、雑草がかなり生い茂っている状況でした。

譲渡人の さんは、相続で土地を取得したんですけれども、管理ができないということで売却ということになっていまして、ここ4区画の分譲で、もう既に2区画売却済みです。譲受人の さんは、 を通じて申し込まれたという話でございます。

やむを得ないかなと判断いたしまして、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図41ページ及び土地利用計画平面図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく6月16日の日に推進委員の金子さん、土地家屋調査士に立ち会っていただき、その後、譲渡人のさんの自宅を訪問して、お母さんのさんにお話を伺いました。

さんの自宅は、申請地の地のところが自宅でございます。当初、全て売却して7区画の分譲という話だったそうなんですけれども、今回は3区画の分譲と。残りについては、何かができるそうでございます。

譲渡人のさんですけれども、専業農家で今大きく広げていまして、このところに作業場なりを建てる予定だったんですけれども、いかんせん周りに家が立て込んでまして、ごみの問題とかほこりの問題、それから騒音の問題などもあるので、別のところに今ビニールハウスを2棟建設中なのかな、そういう状況でございます。

それから、この右の道はいわゆるで、これ上へ真っ直ぐ行きますとにぶつかるので、かなり道路も頻繁に交通量多いものですから、やむを得ないかなと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図42ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得な

以上です。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

現地に関しましては、何も耕作されてなく、草もなくきれいに管理をされておりました。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

ただいまの事務局の説明で、使用貸借権（２０年）というふうに説明がありました。議案書上、「使用貸借権」というふうに書かれておりますが、恐らく「使用貸借」が正解なのかというふうに思うんですけれども、８番の案件も同じです。議案書の記載間違えかと思うんですが、いかがでしょうか。

すみません。委員さんのおっしゃるとおり誤記で、正しくは「使用貸借権」になっております。大変申し訳ございませんでした。

(「ありません」と言う人あり)

11番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

—35—

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、加須市農業委員会議案書の１３ページからをご参照ください。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について１５件で、内容は資料のとおりです。

報告第２号、１９ページをご参照ください。「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について１件で、内容は資料のとおりです。

報告第３号、２０ページをご参照ください。「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について６件で、内容は資料のとおりです。

報告第４号、２１ページからをご参照ください。「農地法第１８条第６項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について３４件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事の進行ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり

まして慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第6回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時53分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年6月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 小 坂 実